改葬許可申請書の記載方法及び申請の流れ

- ① 申請書の必要事項をすべて記入して下さい。
 - ※申請書は墓地に埋葬されているお骨一体につき、一枚が必要です。
 - ※埋葬年月日等調べてもわからない箇所は、不明とご記入下さい。
 - ※記載内容について問い合わせさせていただくことがありますので、連絡先は、 必ず日中に連絡がつく電話番号を記入して下さい。
 - ※申請者が、死亡者(お骨)の親族の方でない場合は、委任状が必要となります。
 - ※続柄は死亡者から見た申請者の続柄をご記入下さい。

「記載例」

死亡者(父母):申請者(子供)の場合、続柄は 子 となります。

死亡者(祖父母):申請者(孫)の場合、続柄は 子の子 となります。

死亡者(叔父):申請者(甥)の場合、続柄は 兄(弟)の子 となります。

- ②現在埋葬されている墓地の管理者に、申請書下部の【証明書欄】へ記入・押 印をもらって下さい。
 - ※墓地管理者及び連絡先が分からない場合は、役場へお問い合わせ下さい。
- ③記載漏れ等がないかを確認し、平群町役場 住民生活課 生活環境係に下記の方法で提出して下さい。
 - ・直接窓口に来庁・・・窓口にて手数料の納付をお願いします。また、許可証の郵 送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒をお持ち ください。
 - ・郵送による・・・・ 改葬許可申請書と切手を貼付した返信用封筒及び発行手数 提出の場合 料分の郵便小為替を同封し、送付して下さい。
 - ※返信用封筒(長3)に貼付する切手は110円(50g 以内)となりますので、ご注意下さい。
 - ※手数料は申請書1通につき、300円となります。 現金は郵送できませんので、ご注意下さい。
- ④申請書を受理後、約1週間で『改葬許可証』を発行いたします。役場からご連絡いたしますので、ご来庁いただき、許可証をお受け取り下さい。

(郵送の方には、連絡なしで郵送いたします。)

受け取り後、その許可証を改葬する納骨堂又は墓地管理者へご提出下さい。